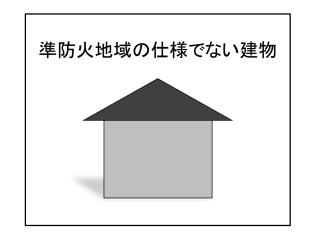
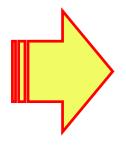
都市計画に関するQ&A

Q. 準防火地域に指定されても, 現存の建物のまま住み続けられるのか?





そのまま住み続けることができます



建替えなどの建築行為を行う際には, 準防火地域の仕様としなければなりません

都市計画に関するQ&A

Q. 準防火地域仕様の建物に建替えする際,補助金はあるのか?

準防火地域の指定による建替えのための 市の補助制度は現在ございませんが,

準防火地域に限らず,

- ○ブロック塀等撤去工事等にかかる費用
- ○生け垣新設の造成費
- ○太陽光発電機器及び燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)設置費
- ○昭和56年以前建築の木造住宅で耐震診断(無料)の結果,耐震性に欠ける住宅の耐震改修・除却費等

一部補助制度がございます

詳しくは市の担当部署にお問い合わせください





都市計画に関するQ&A

Q. 容積率を緩和すると, 風通しや日当たりが悪くなるのではないか?

建物のボリュームは大きくなりますが, 併せて導入する敷地面積の最低限度100㎡ により,敷地の細分化を防ぎ,防災性の 向上とともに,風通しや採光などを確保し, 良好な住環境の維持を図ります。



